

令和5年第2回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和5年6月14日（水曜日）午前9時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

追加日程第1 議案の訂正の件

日程第2 第35号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について

第36号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

第37号議案 工事の請負契約について（校舎増築・改修等工事）

第38号議案 工事の請負契約について（校舎増築等整備工事）

第39号議案 工事の請負契約について（図書館外壁及び防水工事）

第40号議案 工事の請負契約について（町民プール外壁及び防水工事）

第41号議案 財産の取得について（資機材搬送車）

第42号議案 財産の取得について（高度救命処置用資機材一式）

第43号議案 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）

第44号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	15番 鈴木久夫君
16番 藤江徹君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	成瀬敦君	副町長	大竹広行君
教育長	池田和博君	企画部長	成瀬千恵子君
総務部長	林保克君	参事(税務担当)	稲熊公孝君
住民子ども部長	三浦正義君	健康福祉部長	山本晴彦君
参事(健康保健担当)	金澤一徳君	環境経済部長	鳥居靖久君
建設部長	内田守君	上下水道部長	石川正樹君
消防長	小山哲夫君	教育部長	菅沼秀浩君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 大須賀 龍二 君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 林 保克君 登壇〕

○総務部長（林 保克君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

さきにお配りをいたしました、令和5年第2回幸田町議会定例会、第43号議案に係ります議案関係資料に誤りが判明し、お手元に正誤表と差替資料を配付させていただきました。よろしくお願いたします。

大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

〔総務部長 林 保克君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長（藤江 徹君） 本日、説明のため、出席を求めた理事者は14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 都築幸夫君及び10番 黒木 一君を指名します。

追加日程第1

○議長（藤江 徹君） 6月5日、町長から提出された第43号議案 財産の取得について（災害対策特殊救急自動車）を訂正したいとの申出がありました。

議案訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案の訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時02分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の追加議案日程は、お手元にお配りしたとおりです。

それでは、追加日程第1、議案の訂正の件を議題にします。

町長から、議案の訂正の理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、議案の訂正の理由の説明をさせていただきます。

6月5日に提出しました、第43号議案 財産の取得についての議案書につきまして訂正をいたしたく、幸田町議会会議規則第20条第1項の規定により、議会の許可を求めるものであります。

訂正の内容といたしましては、議案書32ページに記載のあります契約の相手方である愛知トヨタ自動車株式会社であります。令和5年5月1日付で、ほか3社との統合再編に伴い、愛知トヨタEAST株式会社自動車車体の製作販売及び改造修理等に係る事業が承継され、6月9日に、契約の相手方から会社名の変更届が提出されましたので、これを訂正するものであります。

お手元に正誤表を配付させていただきました。

また、併せて訂正後の議案書の該当ページ用の紙を印刷の上、お手元に配付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） お諮りします。

ただいま、議題となっております議案訂正の件を、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案の訂正の件を許可することに決定しました。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、第35号議案から第44号議案までの10件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第35号議案の質疑を行います。

7番、田境 毅君の質疑を許します。

7番、田境君。

○7番（田境 毅君） おはようございます。

それでは、早速、議案の内容について確認をさせていただきたいと思います。通告の順番でいきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、第35号議案です。幸田町火災予防条例の一部改正についてということで、議案関係資料でいきますと、8ページのところに詳しく概要が書かれています。内容を見ますと、まず（1）急速充電器の設備に関する変更点についてですが、まずコネクタを接続するような機器が、分離型が発生したということで明文化をされたり、それから設備のその使用の目的としては、車以外にも船舶ですとか、そういった対象設備が増えたということが記載をされているというふうに理解をしております。この中で、まず急速充電器について、住民が利用可能な町内の充電設備、こちらは普通充電設備が3基あるというふうに私は認識をしております。まず充電設備の町内設置状況について伺います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 令和2年12月の議案質疑において田境議員から、住民の利用可能な充電設備の設置状況についての御質問に対し、3カ所と答弁しましたが、現在利用可能な充電設備については、町内では2カ所で、道の駅に2基、愛知自動車に1基設置してあり、合計3基の200ボルトの普通充電設備であります。1カ所減った場所につきましては、坂崎にありますココストア坂崎店から、現在のファミリーマート幸田坂崎店に変更にあった場所が、普通充電設備が1基撤去されております。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） ありがとうございます。急速充電器ではなく、普通充電器が今は町内には設置をされているということで、以前も答弁をいただいたとおりで、現在は坂崎のほうが減ったということが理解をできました。

今現状ですが、そういった面で行きますと、今回急速充電器という対象は、幸田町内にはないという理解でよかったですでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 現在、普通充電器のみで、急速充電器のほうは幸田町にはございません。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 現時点では対象がないということでありました。今の答弁の中では、本件の確認で、町内で充電設備を拡充をしていくように取り組むということが今求められているベクトルの中で、逆に減ってしまったという現実が把握をすることができました。

次に、そういった環境なんですけど、2つ目です。施行期日、これを10月1日としている理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 普通充電設備に係る部分を10月1日に施行期日とした理由は、既に取付工事が着手されていることもあるため、猶予期間としております。なお、昨今の社会的要請を踏まえ、火災予防条例の施行期日前に全出力が200キロワットを超える急速充電設備の届けがあった場合については、変電設備として取り扱うのではなく、施行後の火災予防条例に適合していると認める場合は、急速充電設備として取り扱うなど柔軟な対応をしております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 分かりました。10月1日は、現在は対象はないものの、そういった猶予を持つ期間ということで、しっかり配慮された対応だということを理解しました。現時点では設備はないんですが、これから今の200キロワットを超えるようなものも出てくる可能性がないとも言えませんので、そういったところは着実に準備ができるように進めていただきたいと思います。そういった理解をしました。

次に、3つ目になります。（2）喫煙所の表示についてであります。図記号の標準化によって、誰でも理解しやすい環境づくりが進められていると思います。この議案説明会資料の中にも、目録の中にも国際標準化機構、いわゆるISOの定めた規格であったり、JIS日本産業規格の適合する図記号、こういったものを使用するということがあります。

この図記号の標準化というのは、効果としてはグローバルな視点で、誰にでも理解しやすい環境づくりが進められるというふうに理解をしております。現在、民間ですとか公共施設ともに、様々な場所で使用されていることから、事業者と利用者双方の目線で適切に整備できるような確実な周知が必要じゃないかというふうに考えておりますが、この施行期日以降、10月1日以降ですね、どんな動きが必要なのか、この確認をさせていただきます。お願いします。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 喫煙所等の標識の取扱いについて、施行日以前に設置されている標識については、継続使用が可能となっております。ただし、汚れや破損等により標識を交換する必要がある場合については、喫煙所や禁煙又は火気厳禁と表示した標識と併せて図記号を設置する際には、先ほど議員の述べられたように、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合しているものを設置しなければなりません。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 分かりました。ちょっと心配したのは事業者の方、民間も含め公共もそうなんですが、今実際に設置されてる方が、この期日を迎えた時点で必ず看板を掛け替えなければいけないという、そういった作業が生まれるかどうかという懸念をちょっとしていたんですが、今の答弁ですと、既設のものについては特段あえてわざわざ替える必要はないということで、唯一あるのは新設をしたりですとか、その看板を掛け替えるタイミングでは必ず今回の条例に合った形に変えていただくということが発生するということを理解しました。ぜひ、そうなってくると周知の部分がやはり大切だと思いますので、しっかりそういった間違いのない皆さんがやりやすい方向で、しっかりと周知をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） ありがとうございます。住民の方々にはしっかり周知をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境 毅君の質疑は終わりました。

以上で、第35号議案の質疑を終わります。

次に、第36号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 印鑑登録の証明書の発行に関するものでありますけれども、今回個人番号カードを登録したスマートフォンの利用による個人情報の漏えいの件についてお尋ねしたいと思います。

拡大することによって、これが個人情報の漏えい、このことが拡大をするというようなことにもなるわけですが、その辺についての懸念はいかがかということでありまして、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 情報漏えいに関する懸念ということでございます。

スマホ用電子証明書搭載サービス、こちらをデジタル庁が今回進めているわけでありまして。こちらにつきましては、マイナンバーカードを使わなくても、スマートフォンだけでマイナポータルへのログインや印鑑登録証明書等のコンビニ交付など、マイナンバーカード関連サービスの利用ができるようになるものでございます。委員の御心配されております個人情報の漏えいという部分でございます。まず、スマホにつきましては、この対応機種が決まっております。マイナンバーカードを読み取り可能なものでスマホ用電子証明書搭載可能なセキュリティー機能を有したスマートフォンということになりまして、5月24日現在ですと対応機種は185機種ございます。御自分がお持ちの機種が対応しているかにつきましては、デジタル庁のホームページから確認することができます。なお、iPhoneにつきましては、今のところ対応していないということで、対応時期については未定とでございます。この対応しているスマートフォンにつきましては、全てセキュリティー機能としまして、GPSというICチップ、こちらを搭載しております。こちらに個人番号カードの4情報、氏名、住所、生年月日、性別につきましてはこのICチップ、GPSのほうに格納されますけれども、そのほか税関係情報ですとか、年金関係情報などプライバシー性の高い情報につきましては、スマートフォン内には記録はされません。

また、このICチップに格納されている情報につきましては、先ほど申し上げましたスマートフォンにインストールしたマイナポータルアプリからしかアクセスすることはできないということでございます。また、不正に情報を取得しようとする場合につきましては、自動的に記録状況を消去する機能を有しているということでございますので、セキュリティー対策機能としてはしっかり施されているというふうに考えております。

ただし、システムのなものはいいかと思えますけど、人為的な部分ですね。人為的な部分といたしまして、例えば御本人がスマホのマイナポータルにログインしたままの状態です。スマホが誰でも見れる状態に放置した場合、こちらにつきましては漏えいのリスクがあるものと認識しております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 個人情報の漏えいの懸念はないと言われたわけでありまして、しかしながら、このマイナンバーカードにつきましては、例えばこのひもづけをする場合は、個人が他人のマイナンバーが登録されると、こういうときには、これは明らかに情報漏えいの危険があるということでありまして、ですので、そうした点におきましては、情報漏えいが全くないということはないかというふうに思うわけでありまして、また、人為的なものということで、ログインした場合にそのままということであれば、それは個人の責任にはなるとは思いますが、しかしながら、こうした取扱いによっては情報漏えいになるということが今の答弁からも明らかだというふうに思います。そこで、お聞きするわけですが、スマホを紛失した場合、この場合の取扱いについて個人情報が流れる危険もあるというふうに思うわけですが、その点につきまして紛失した場合の取扱いについてはどのようなふうになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 紛失した場合ということでございます。個人番号カードはカードでございますので、これは10年に一度切替えが行われるわけですが、スマホというのは、やはり10年と言わず、機種変更とかいろいろ変えていかれますので、そうしますと紛失や盗難、あるいはそういった売却、廃棄、修理、そういったことが考えられます。その不正利用を防止するために、利用者御自身でスマホ用電子証明書を失効又は一時利用停止する必要があるとございます。スマホ用電子証明書を登録しているスマートフォンを紛失したとき、あるいは盗難に遭ったときにつきましては、デジタル庁のマイナンバー総合フリーダイヤルのほうへ御連絡いただきまして、一時利用停止を行っていただきます。スマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止につきましては、24時間365日受付を行っております。その後、スマートフォンが無事見つかった場合につきましては、マイナポータルから一時停止解除の手続きを行っていただきます。残念ながらスマートフォンが手元に戻ってこない場合につきましては、失効の手続きを行っていただくこととなります。

また、下取りや売却、廃棄、故障などによりまして、スマホ用電子証明書を登録しているスマートフォンの利用をやめるとき、こちらにつきましては販売店舗などでは代行することができませんので、利用者御自身で失効の手続きを行っていただくこととなります。失効手続を行うことで、スマートフォン内の関連データは全て削除されます。なお、注意していただく点でございます。スマホ端末の初期化ではデータは削除されませんので、確実に失効手続を行っていただく必要があるとございます。失効の手続きにつきましては、マイナポータルアプリのマイメニューの中でそういった失効手続とか機種手続がございますので、そういったところからしていただくことになるかと思えます。

これらのことから、実際にマイナポータルとかそういうのを使うに当たって、カードではなくスマホで使えるという利便性、こちらはあるかと思うんですけども、私の個人的な見解ではありますけれども、そういった今度機種変とかそういったときに非常に手間がかかるという部分がございますし、ちょっと不慣れな方ですと非常に不安を感じるのではないかと思いますので、私個人の見解では、スマホ用電子証明書搭載サービス、こちらにつきましてはスマートフォンの取扱いに不慣れな方につきましては、あまりお勧めできないものかなというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） スマホを紛失した場合、あるいはスマホにマイナンバーカードを登録する、このことによっていろいろな不具合が生じてくる。情報漏えいの危険もある。そうした点におきましては、これが実際に使えるか使えないかということから考えると、大変危険なものがあるということから考えますと、なぜスマホによる印鑑登録の証明書の発行を進めていくのか。こうしたことが、逆に懸念として浮かび上がってくるわけがございます。そこで、お聞きするわけがございますけれども、印鑑登録の証明書の発行であります、こうしたマイナンバーカードの発行によります、これが各自治体によって、それぞれ発行するものがそれぞれ違うわけがございますけれども、こうしたものを、やはり危険性があるものについてはやめるべきではないかなと私は思うんですが、その辺はいかがでしょうか。これは自治体判断によるものではないのか、それとも、これは国のほうから一方的にやらなければならないということが進められているのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 発行するものということで、住民課に関するものでございますが、住民票の写しでありますとか印鑑登録証明書等6項目につきまして、今、コンビニのほうで、現在はマイナンバーカードを使って発行ができる状況でございます。こちらにつきましては、他の自治体では6項目ない自治体もあるわけがございますけれども、本町におきましては、今、住民の方が受けられるサービスとして6項目、これは今のところ全てでございますので、どのサービスも受けられるような状態にしているということでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） たしか岡崎市は5項目の発行しかやってないというふうに思うわけですが、実際にスマホに登録をして、マイナンバーがなくても登録してあれば、それが実際に発行ができるというような一つの利便性はあるかというふうに思うわけがありますけれども、しかしながら、この情報漏えいの懸念があるということで、一つには住民の方の逆にこれがデメリットになるという可能性もあるわけですので、その辺はやはり延期をするというか、やめるか。そういうことをしていく必要があるのではなからうかというふうに思うんですけども、今回のこのスマホに個人番号カードに登録をしたこの利用ということが全自治体で行われているのか、その点について調査した経過があればお答えいただきたいと思います。ない自治体もあるのかどうなのか伺いたいと思います。

- 議長（藤江 徹君） 住民こども部長。
- 住民こども部長（三浦正義君） ほかの自治体の件でございますけれども、つかんでいる情報ですと、刈谷市は既に3月議会のほうで上程させていただいております、蒲郡、西尾につきましては、幸田町と同じこの6月で議会のほうで上程させていただいております。岡崎につきましては、この9月か12月を予定しているというふうにお聞きしているところでございます。
- 議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。
- 以上で、第36号議案の質疑を終わります。
- 次に、第37号議案の質疑を行います。
- 本件は、通告なしであります。
- 以上で、第37号議案の質疑を終わります。
- 次に、第38号議案の質疑を行います。
- 14番、丸山千代子君の質疑を許します。
- 14番、丸山君。
- 14番（丸山千代子君） この工事の請負契約につきましては、深溝小学校の校舎増築工事等整備工事に関わるものであります。この入札に関わっては、15社のうち7社が辞退をするというような状況でありまして、7社が辞退した理由、まずこの件についてお聞きしたいと思います。
- 議長（藤江 徹君） 企画部長。
- 企画部長（成瀬千恵子君） 今回、深溝小学校の校舎増築等整備工事でございますけれども、7社の辞退ということの結果になっております。そのうちの7社のうちの6社につきましては、辞退理由が体制が整わないということで、1社につきましては、見積りの作成が間に合わなかったという理由でございます。
- 議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。
- 14番（丸山千代子君） そもそもこの入札は、指名をする段階に当たって、十分これは期間も設けられながら、そして行うわけありますので、この見積りをする時間がなかったと、そういうことがあるならば、これは指名を辞退する必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、それは指名を受けられたということで入札に参加されたわけでありまして、実際は辞退をされたということでありまして、そのほか、体制が整わないということで辞退をされたということでありまして、このような辞退になったそもそもの原因は、指名をする段階であるのではないかと思うわけでありまして、その点についてはいかがでしょうか。
- 議長（藤江 徹君） 企画部長。
- 企画部長（成瀬千恵子君） 辞退の7件の理由のうちですが、見積りの提出の期間と申しますか、それが足りなかったということで理由をいただいております。まず、この1社につきましてはですけども、見積りの期間と申しますのが、建設業法施行令の中で、工事の1件の予定価格が5,000万円以上の工事につきましては15日以上という、そういった決まりがございます。今回の案件につきましては、見積書を提出していただくというわけではありませんが、入札のための見積り期間が、指名の通知を令和5年の4

月7日で、入札書の提出期限を4月25日ということで、この期間を18日間設けている状態でございます。結果として、辞退ということになってしまいましたが、通知のほうから提出までの期間は施行令上に沿って期間を設けさせていただいたということでございます。また、残りの6社につきましては、体制が整わないという、こういった理由でございますけれども、この体制につきましては、具体的には技術者を確保できないということの現状でございます。この技術者の選任ということでございますけれども、主任技術者及び監理技術者の設置という、こういった必要がありまして、工事の現場ごとに専任の方をつけるという、こういったことが4月にいろいろな自治体で多くの工事が発注されると思うんですけれども、そういった部分でこの技術者の方が確保できなかったということが具体的な理由であると思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 指名をするときに、これは応札ができるかどうかということで、これは指名する業者を選定するときにちゃんと調べて、そして相手方にも問うわけですよ。そして、受けられるよということで実際この指名をするわけでありますので、全く受けられない業者を指名していくわけじゃないわけですから、その辺のところは、やっぱり指名に問題があるんじゃないかということの思うわけですよ。その辺はいかがでしょうか。やはり、この指名した業者を見ますと、町外の業者が多くあるわけです。ほとんどです。町内の業者は受けておられる。それぞれ町内町外問わず、地元でやっぱり仕事がしたいということで、それぞれの地元でいろいろと工事案件も出てくる。そうしますと、やはり、どちらかという地元優先になる可能性もあるわけでございますので、その辺につきましては、これは幸田町の中で指名に当たっての選定委員会、ここに問題があるんじゃないかなというふうに思うわけでありますが、その辺はどのようにこの結果を見て振り返られたのか、どうだったのかということの一つ、振り返った事例がありましたらお尋ねしたいというふうに思うわけであります。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回の業者に関しましてはでございますけれども、町内の入札参加者審査委員会のほうで審査をいたしまして、選定をさせていただいております。この設計金額に応じて、まず審査要綱の中で入札参加者数を決定をするわけでございますけれども、この予定価格に基づきまして、町内と町外の選定の基準というのはこの額からはございませんけれども、まず町内の中で業者さんを優先的に選定をするということと、それから、この金額によりまして、設計金額に応じた業者選定基準というのが入札参加者審査要綱の中でございまして、格付でいいますとAランクの業者さんということで、その業者さんが数に足りない場合は、その1級上と1級下の中から選定するという基準を設けて行っております。町内の業者さんに関しましては、まず優先的に選定をさせていただきまして、それ以外の町外の業者の方につきましては、これまでの応札の実績ですとか、それから町の工事の実績ですとか、そういったものを総合的に判断をいたしまして選定をしております。基本的には、あくまでもこの基準にのっとって選定をさせていただいております。結果として、今回7社の多くの辞退ということがございましたけれども、これは工事の技術者が不足ということで、実際に建設業界で人手不足ということもある

ようございます。令和3年度の国土交通省の調査によりますと、平成17年の頃から、調査の段階ですので令和2年ですが、そういう技術者の方が30%ぐらい減っているという、そういった現実があるので、今回このような結果になったのではないかというふうに分析しております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 入札の結果につきましては分かりましたけれども、そこで、今度は次に、単価についてお聞きをしたいというふうに思うわけであります。

今回深溝小学校は、RC構造で建設を進める。その前の37号議案にあっての豊坂小学校は鉄骨造ということで造るわけでございます。私が、単純に単価を調べた結果でございますけれども、鉄骨造と鉄筋コンクリート造の単価がさほど変わらなかったわけがあります。多少あったわけでございますけれども、以前に今まで町のほうで説明してきた経過の中で考えますと、鉄骨造のほうが安価にできて、そして、鉄筋のほうが高いからということで進めてきた経過もあるわけですが、深溝小学校につきましては、これは地形の問題、あるいは階数の問題とかいろいろあってこのようにされたということで、私は別にこのことについて否定をするわけではないですが、しかしながら、今回のこの38号議案の中と37号議案で比べると、この単価があまり変わらなかったということですが、これについてお答えいただきたいなというふうに思うんですが、それぞれ幾らになったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 単価の件でございますけれども、まず深溝小学校の増築工事につきましては、鉄筋コンクリート造の3階建てで、1平方メートル当たり39万7,000円であります。一方、豊坂小学校の増築工事につきましては、鉄骨造の平屋建てで、1平方メートル当たり37万5,000円でありまして、その差は1平方メートル当たり2万2,000円と、こういった形になっております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 鉄骨で造っても鉄筋で造っても、さほど単価的には変わらないということが明らかになったわけですが、そこでお尋ねするわけがありますけれども、今回のこの落札に当たって、町内業者が落札をされております。それぞれの単価をはじくときには、県の単価表に基づいてはじくわけでございます。大体そんなに差は出ない、こういう状況の中で、今回の落札が6,000万近くも変わってきている。同じ町内の業者の中で6,000万以上も落札額が変わってくるという、ちょっとこれは異常じゃないかなというふうに思うんですが、これは予定価が低く抑えられているのではないかというふうに私は思うんですけれども、その辺のところですね。あまりにも予定価が低く抑えられてくると、実際業者として成り立たないじゃないかというふうなことも前にもかなり問題になりました。今回のこの深溝小学校の案件についてはどのように考えられるのかということでございますけれども、その辺で予定価に問題はなかったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回ですけれども、この予定価格よりも安価に応札をいただ

いたということでございます。工事の案件につきましては、予定価格が事前に公表をしておりますので、これはそれに比べて非常に安い安価の入札ということでございますが、これは町としては、低価格の入札による粗雑な工事ですとか、下請業者への労働者の負担の転嫁を防ぐため、最低制限価格をこの案件についても導入をしております。この最低制限価格は契約規則に基づきまして、予定価格の5分の4から3分の2までの範囲で定めております。この価格については非公表とさせていただいておりますが、この案件につきましては、最低制限価格には達しておらず、適正に入札が執行され、指名の業者さんの中で競争が働いたというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 37号議案の落札率は88%、そして38号議案は87.21%の落札率になっているわけでありませうけれども、落札率としてはまああの額だとは思いますが、しかしながら、ほかの落札を見ると、ほぼ予定価に近いわけですね。ですから、その辺から考えると、これは業者泣かせの予定価格の設定の仕方じゃなかったのかというふうに言わざるを得ない状況が、この内容から明らかになってくるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。やはり、町内業者の育成という点からも考えると、町内業者の中でこれは競争が働いているわけでございます。そうしますと、明らかにこの6,000万円も泣いてもらうというようなことが出てきたという状況じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 先ほど申し上げましたけれども、予定価格よりも安価に入札をしていただいております。この結果につきましてですが、今回受けていただきました竹内建設株式会社様ですが、企業の努力をしていただいたということで、この入札に関しましては適正に執行されたという認識でおります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 実際この入札執行調書を見ると、竹内建設さんが落札をされているわけですが、そもそもこの入札に当たっては、設計金額、そして予定価、そして最低制限価格、この3つの中で業者の競争が行われるわけですが、この設計額が幾らか分かりませんが、この予定価が今の社会状況ですね、今は非常に半導体不足とか原材料費が高騰している中で、業者に泣いてもらうということが課されたんじゃないかなというふうに懸念をするわけですが、その辺のところは、やはり、こうした社会状況を反映する予定価であってほしいなと私は思うわけでありまして、何よりも地元業者の育成にもつながるようにしていくべきだというふうに思うわけでありまして、その辺のところを求めて終わりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 38号議案の入札でございますが、本当に企業努力をしていただきまして、予定価格よりも大きく下回る額で入札をしていただきました。議員がおっしゃられるとおり、状況に応じてその都度最新の単価ですけれども、そういったものを勘案いたしまして、この設計額また予定価格ですけれども、こういったものをそのときに応じて適正な把握をしてまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時55分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、7番、田境 毅君の質疑を許します。

7番、田境君。

○7番（田境 毅君） それでは、私のほうからは大きく2点について質問いたします。先ほど丸山議員のほうの答弁でかなりいろいろなことを教えていただきましたので、そのところは確認をしながらということになるので、簡潔にいきたいと思います。

まず、1点目ではありますが、今回7社の辞退の理由は、先ほど技術者の不足ということが大きいよということをお教えいただきました。その点は分かりました。このうち2社のところ、小原建設株式会社と徳倉建設株式会社については、その理由でよかったかという確認だけまずさせてください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 議員が今おっしゃられたとおりですけれども、辞退の理由が体制が整わないということですのでございます。先ほど申し上げました、技術者の方がここ数年で大きく減少しているということで、建設業界でも人手不足が課題になっているというふうに認識しております。こういった人手不足に関しましては、すぐに解消されるか解決されるという問題ではないというふうに認識しております。また、今後の業者の選定に当たっては、この結果を参考として、また次回へつなげていきたいというふうに思っております。

この2社ですけれども、議員がおっしゃられました小原建設株式会社様とそれから徳倉建設株式会社様の2社でございましては、業者の選定に当たりましては、入札参加者審査委員会で決定をしているため、この内容が非公開ということで具体的に申し上げることができない状況でございましては、あの選定に当たりましては、過去の落札ですとか指名実績に応じて選定をさせていただいております。それから、基準に沿ってということで選定しているわけですが、まず小原建設株式会社様につきましては、町内に営業所のある業者ということで選定をさせていただいております。その格付につきましても基準に沿っているということでございます。次に、徳倉建設株式会社様でございますが、こちらは隣接の自治体であります西尾市のほうにある業者さんでいらっしゃいます。この業者さんも格付に関しましては適切であるということで、過去の実績といたしましては、平成30年度のときに北部中学校の校舎増築工事のほうを落札をさせていただいているという、こういった実績に基づきまして選定をさせていただきました。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 詳しく説明をいただきありがとうございました。

今回、この本議案も含めて、先ほど丸山議員からもありましたが、ほかのを含めた4

件も、実はこの2社の方については辞退をされております。これは令和5年4月26日に同時開催を4件ともされているわけですが、そういった状況にあります。少し私が心配してたのが、世界的なエネルギー価格の高騰ですとか半導体不足、そういった外的要因によって、その町内業者等々が厳しい環境になっているんじゃないかということ、この辞退がたくさんあることを見るところで少し心配、懸念をしております。こういった面におきましては、実は国のほうからは、国土交通省で2022年4月に通知が発出されておまして、資材価格が大きく変動する中、公共発注者には請負代金への適切な価格転嫁の取組が求められておまして、発注の段階においては、予定価格に最新の取引価格を適切に反映すること。また、契約後の価格変動においては、いわゆるスライド条項を適切に設定、運用することを要請している内容になっております。こういったことも含めて、先ほどから答弁いただいている中では適切に執行されたということですので、今回大きくは、この入札に辞退された2社についても、それぞれの事業の環境はあったものの、町のこの入札の形としては適切に判断されたと理解をしますので、ぜひ、そういった国からの発出されてる通知も含めて、事業者をしっかりと守りながら、そこの従業員もしっかり守っていただいて、適切にこの町内の業者が育成できるように、また工事がしっかりと請負がかなうように、ぜひお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。以上です。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回の入札の辞退の案件につきましては、物価高騰というそういったことが理由ではなく、体制が整わないという、技術者が不足しているという、そういったこととございます。こちらの業者を選定していく場合ですが、応札をしていただけるという見込みを持って選定をしておりますが、やはり、先ほど申し上げましたが、4月は幸田町だけではなく、全ての自治体が多数の工事を発注するというところで、やはり、その業者さんでも地元の業者のほうを、所在をする自治体のほうを優先をしますとか、また規模の大きい工事を優先するといった、そういったことも影響があるかというふうに思っております。

一方で、辞退が入札に関して数が増えているという理由でございますけれども、体制が整わないという、そういった理由をいただいております。これは、やはり企業のコンプライアンスの遵守の意識の高まりということで、やはり技術者が不足している、そういったところで、この表現が適切であるかどうか分かりませんが、お付き合いで入札をするという、そういった観点ではなくて、技術者が不足しているので入札には応札できないということで、適切な辞退ということが行われているというふうに認識をしている状況です。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境 毅君の質疑は終わりました。

次に、6番、岩本知帆君の質疑を許します。

6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） さきのお二方の質疑の中に私のお聞きしたいことは全て含まれておりましたので、質問はなしで終わらせていただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本知帆君の質疑は終わりました。

以上で、第38号議案の質疑を終わります。

次に、第39号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回の39号議案につきましては、40号と同じハピネス・ヒル・幸田の中に存在をする図書館と、そしてプールの防水工事でございます。町民会館におきましてもこの業者が請け負っているわけでございますけれども、この分割した理由について、まず最初にお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） こちらを分割したという一番の理由につきましては、工事期間をなるべく短くしたいと、こういった理由でございます。一括にした場合につきましては、やはり工事期間を長く取るという、こういった必要もございました。図書館また町民プールともに多くの方々に御利用いただいておりますので、工事期間中の騒音であるとか、この照明の具合、また安全対策等なるべく御迷惑をおかけする時間を短くしたいと、こういったことを考えたものであります。そして、もう1点、一括にした場合ですが、設計段階で全体で1億5,000万円ほどの工事というふうになってしまうために、町内の小規模事業者が受注するには困難になってしまうのではないかと、こういった2点で考えさせていただきました。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 工事期間を短くすることが最大の理由ということで、町民への配慮ということもあるかというふうに思うわけですが、そこでお聞きをするわけでありまして、この入札辞退というのが、10社を指名した中で3社が入札辞退をされております。この理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） こちらの39号議案の辞退の理由につきましては、こちらも3社とも体制が整わないという理由で辞退をされておられます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） また40号議案でもお聞きするかというふうに思いますが、同じ内容でありますけれども、この39号、40号、同じ業者が落札をされているということから考えると、これはかかり費用等が、これはそれぞれかかってくるかというふうに思うわけでありまして、その辺のところ例えば一体化として入札をすれば、これはいろいろな面で安価に進められるのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺のところはどうだったのかなということを思うわけでありまして、外壁並びに防水工事にかかりますと、これはちょっと特殊な工事になりますので、その辺のところからいかがだったのかなというふうに思うんですけれども、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 結果的に1社が取ったということで、まとめてやれば安価にできるといった部分も考えられるということもありましたけれども、やはり、2つの施設

が違う場所にあつて、大きなものでありまして、その分工事期間も長くなるということで、その期間が長ければやっぱり人夫賃等が長くなってきますので、そういった面で安価にできる部分と期間が長くかかる人間的に拘束される部分もあつて、その分も高くなってしまふというところを見まして、どっちがいいかなということで分けさせていただいたという経過でございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第39号議案の質疑を終わります。

次に、第40号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 分割した理由につきましては、お聞きをいたしました。入札自体につきましては、お聞きをしたわけでありまして、しかしながら、先ほどの39号議案の答弁の中で、分割発注にした理由は、これは工事期間が長くかかるということで分割発注をされたということでもあります。そうしたときに、この入札執行調書の結果を見ると、これが1つの業者が落札をされている。そして、工事期間も、これは工期が令和5年の12月27日までと、2つの結果ですね。結果的にはそうなったわけでありまして、工事期間としては、2本取っても、12月27日までにかかってくるわけでありまして、これは2つの建物を一遍にやるわけにはいかない。これは順番にやらないといけないわけでありまして、そうしますと例えばこれは、業者を選定するときに、やっぱりこれをダブらないようにしていく、そういう方法がなかったのかなと思うんですけども、これはやむを得ない場合もあるかもしれませんけれども、結果的には同じようになってしまったということは、これは2つの建物、いわゆるこの工期をずらせば、建物の取りかかりを順番にしていけば、これは一括発注でもよかったという結果、まあ、結果論ですけども、結果になったということは、これはやはり1つの工事案件として発注すべきでなかったのかなというふうに思うわけでありまして、そこで、この落札率を見ますと、片や77%、片や78.86%となっている、この結果ですね。これをどう見るかということでありますけれども、その辺をどのように分析をされたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 39号議案と40号議案の図書館の関係、それから町民プールの関係の外壁及び防水工事ということでございますが、こちらは両方とも株式会社マルコオ・ポーロ化工様が落札をしていただいたということでございます。この業者の選定に当たりましてですが、令和3年度の6月の入札ですが、町民会館の外壁及び屋上防水工事ということで、こちらのほうを受注していただいているという実績もございまして、委員会の中で選定をさせていただいたという経過がございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 39号と40号の2件の案件につきましては、分割ということでそれぞれ指名をしながらやっているわけですが、この指名業者が全く同じということの中で、これが実際に最終的には一括になったということは、これは指名の在り方にも私

は問題があるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺のところをやっぱりこれからの一つの教訓としながら考えていっていただきたいということを、私はお願いをして質問は終わります。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回ですが、町民プールとそれから図書館の工事ですが、同じ業者に結果としてなったということでございます。ただ、この入札の案件を一つにするのではなく別々に分けるということは先ほど教育部長のほうからも申し上げましたとおり、時期的なこと、そういったことを考えて分けたほうがより住民の皆さんにとってよいのではないかということから、2つに分けさせていただきました。今回の案件を、今後また今いただきました御意見を、今後のまた委員会の中でこういったケースがありましたときには、やはり合理化を図るという部分で合わせたほうがよいのではないかという、そういった事業ごとにそれぞれ適切なものを考えてまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第40号議案の質疑を終わります。

次に、第41号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） これは消防の案件でありますので、ちょっと特殊なものになるかというふうに思いますけれども、やはり指名に参加をする業者というのが特殊なものになります。そこで、お聞きをするわけでありまして、この業者選定と、それから辞退があるわけです。入札辞退についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 41号議案の業者選定についてでございますが、こちらのほうは所管課の内申に基づきまして、入札参加者審査委員会の審議にて選定をいたしました。ただ、この内容につきましては、選定の件については非公開ということでございますので、そういうことでお願いしたいと思います。

この2社が入札の辞退ということですが、どちらも体制が整わないという理由で辞退をされておられます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） それから、このメーカーについてお聞きしたいと思います。

この車につきましては、車種が完成後、車両を艀装をするということで行うわけでありまして、この自動車メーカーの指定はあったのかなかったのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 自動車メーカーの車種の指定はしておりません。今回整備いたします資機材搬送車は、平ボディの3トントラックシャーシであります。製造している自動車メーカーと車種は、いすゞエルフ、日野デュトロ、三菱ふそうキャンターの3車種が対象となると聞いております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 分かりました。それで、資機材搬送車はいろんなところに行くというふうに思うんですけども、今回の駆動につきましては二輪駆動ということになります。やはり、消防関係にしますと山に行ったりとか、いろんな悪路を走ったりとかするわけでありまして。そうしたときに二輪駆動でいいのか。四輪駆動の指定ではなかったわけでありまして、その辺のところの選定に当たって二輪駆動でよかったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 今回整備いたします資機材搬送車は、現在運用している資機材搬送車と同様の二輪駆動となります。主に今回整備します搬送車は、幸田町管内で水難活動でのボート搬送や漏油時のオイルフェンス等の搬送に対応するための車両でありまして、二輪駆動で対応可能と考えております。対応困難な場合は、今年度繰越明許をお願いしております四輪駆動のボックス型の緊急消防援助隊で使っております車両を使いたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今まで消防車両につきましては、四輪駆動が主になって対応されているわけでありましてけれども、走行する土地によっては二輪駆動対応でも十分可能ということでこのようにされてきたというふうに、今回の案件ではそのようにされたということでありましてけれども、実際これから、この消防車両を購入をしていくときには使い分けをしていくということややっていくのか、それとも、やはり、全車種四輪駆動で対応していくという、これからですけれども、どのようにすみ分けをしながらやっていくのか、そこのところをちょっとお尋ねしたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 二輪駆動と四輪駆動のお話ですが、その場所ですね、活動内容で消防車は全て使い方が変わってきております。その対象となる活動する場所、こちらに合わせて四輪駆動と二輪駆動を選んでいきたいと考えております。あと、消防車は、今後、全てオートマチック、こちらのほうで対応していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、7番、田境 毅君の質疑を許します。

7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 私からは、大きく1点のみ確認をさせていただきたいと思っております。

議案関係資料の36ページの入札の執行調書のところではありますが、財産の取得、資機材搬送車の件で落札価格が、ほかの入札者に比較すると約27%とかなり低い状況にありまして、率直にとっても安いというふうに私は感じました。この部分について少し分析等々状況を聞きたいんですが、この価格が安いということを率直に考えると、やっぱり事業者の内部でしわ寄せが発生するんじゃないかというような懸念を少し抱いております。理想の姿からすれば、やっぱり町の仕事を町内事業者が請け負うということで、町民も事業者も皆さんがお互いにメリットに感じられる、そういった形で進められるのが本当は望ましいんだろうなというふうに考えておりますが、こういった内容について、

ここまで安い理由がもし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 落札価格が他の入札の業者さんと比べまして、安価に済んでいる状況です。この件に関しましても適切に競争がされた結果というふうには認識をしております。今後ですけれども、監督員、検査員によりまして、この納品物が適正であるかという確認を徹底してまいりたいと思います。

予定価格の設定につきましてですが、こちらのほうは幸田町のほうの契約規則にのっとりまして、契約の目的となる物件ですとか、そういったものの取引の実例価格、それから需要の状況、それから履行の難易度ですか、それから数量、履行期限等を考慮いたしまして、適正に決めていかなければならないというふうになっておりますので、この規則に沿って予定価格を設定をしたものでございます。ほかの業者さんと比べまして、安価でということでございますが、この業者さんですが唯一の町内業者でもございます。この幸田町のためということで企業努力をしていただいたものというふうに捉えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 適切な入札をされているということを理解をしました。資機材搬送車、これは耐用年数でいくと15年近く使われるものですので、ぜひ、今回町内の事業者がしっかり落札をしていただいたということですから、しっかり15年間活躍していただけるような車両であるためにも、専門の目で適宜見ていただきながらフォローしていただければと思います。

以上です。終わります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境 毅君の質疑は終わりました。

以上で、第41号議案の質疑を終わります。

次に、第42号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回の救急自動車につきましては、救急幸田1、この更新であります。それで、この救急車につきましては、高度救命処置用資機材一式ということになっております。そこで、お伺いをしたいわけでありまして、この救急車が搬送するときにおきまして、例えば三次医療と連携できる装備ということについてお聞きしたいというふうに思うわけでありまして、遠隔操作によって、医師の判断に基づいてできるような、そうした装備があるわけでございますけれども、その辺のところは必要ないのかということではありますが、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 三次医療と画像等で連携できる装備は、今回は整備はしておりません。しかしながら、現在、携帯電話のメール等で、指を切った、切断したというときに切断指が接合できるか、このようなときは写真を撮ってメールにて送信して、医師に報告はしております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） この遠隔操作をする、連携できるシステムがあれば、これは一刻を争うときに、その数秒の違いとかいろいろあるかというふうに思うんですけども、その辺のところを搭載した救急車というのは幸田町にはないわけでありまして。この遠隔操作を搭載した救急車というのは、岡崎管内でいえば岡崎市でありますけれども、そういう救急車があるかどうか。これを調べた経過というのはございますでしょうかをお伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 西三河管内で調査しましたところ、岡崎市消防本部、こちらのほうはメール・写真を、幸田町と同じようにメールで送っているということです。あと、豊田市消防本部、こちらのほうも専用アプリであります。Joinというアプリ、こちらのほうを使いまして、スマホで写真を送信している。同じく、衣浦東部も同じくJoinを使っております。あと西尾市消防本部は未実施。近隣の蒲郡市消防本部も未実施ということです。これについては、やはりセキュリティの問題がありますので、現在も試行しながら行っているということは聞いております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 分かりました。

それで、次に、入札の件でお伺いしたいというふうに思います。

今回この入札執行調書を見ますと、8社のうち、第1回の入札が2社辞退。次の第2回入札のときには5社辞退で、1社が残ってきた。それでも落札できなくて、最終的に3回の入札で1社が落札をしたということになりましたが、このようになった結果ですね。これは予定価に達しなかったということになったというふうに思うわけでありましてけれども、この結果についてどのように思われるのか。また、この理由ですね、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 8社のうち7社辞退となりまして、結果として3回目の入札で落札ができたという状況でございます。この件に関しましてですけれども、幸田町競争入札参加者心得に沿いまして実施をしております。この案件は、予定価格を事前公表していない案件でございますので、これは予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないときは直ちに再度の入札を行うということとされておまして、入札執行回数の限度は、初動の入札及び再度の入札合わせて3回とするということとされておまして、これに沿いまして3回目を実施したところ、落札をされたものでございまして、その理由といたしましては、企業努力をしていただいたというふうに考えております。最終的にこの1社による入札ということになりましたけれども、競争性は担保されて適正な入札がされたというふうに捉えております。ただ、先ほどから議員もおっしゃっておりますとおり、所管課におきまして、今回この案件ですが、医療機器の価格が高騰しているという状況の中で、それを見込んだ上での設計をしておりますが、ただ物価の変動を見込むということが難しく、今後はさらに適正な最新の価格を調査して、そういったものの変動もしっかりと把握していく必要があるということを感じております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、7番、田境 毅君の質疑を許します。

7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 先ほど丸山議員の答弁のところで、私の聞きたいところも全て確認をさせていただける内容になったかと思えます。最後1点だけ、最後に答弁された物価の変動の状況を見込むというところはなかなか難しいということだと思っておりますので、そこをうまくコントロールせざるを得ないのが今の状況、世の中の状況かと思えます。そこは繰り返しになりますが、ぜひ、しっかり周りを見ながら、業者がしっかり入札、落札していただけるような設計をしっかりとやっていくしかないと思いますので、大変かと思えますが、ぜひ、その協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 入札に関しましてですが、業者の方にしわ寄せがいくという、そういったことがないように、価格の変動の予測は困難という状況ではございますけれども、可能な限り最新の価格を調査いたしまして、予定価格に反映するように努めてまいります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境 毅君の質疑は終わりました。

以上で、第42号議案の質疑を終わります。

次に、第43号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回、愛知トヨタ自動車さんが名称を変更をしたということで、新しい議案が出されたわけでございますけれども、この業者を選定するときに、この状況というのは情報が流れてこなかったのかどうなのか、まずそこをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 業者選定をする時点では、業者の変更という、そういったことの情報は入っておりませんでした。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 次に、このメーカーの仕様書には、メーカーの指定をしているのかどうなのか伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 仕様書には、車種・メーカー指定はしておりません。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） メーカーは指定していないということでありまして、一時期、車種ですね、今回はトヨタ車になるわけでございますけれども、一時期は幸田町の救急自動車につきましては日産車両もありました。しかしながら、この乗りにくいと、いわゆるメーカーが違くと署員の方も戸惑ってしまうというようなことと、それから、やはり乗り慣れた車のほうがいいのか、そういうことであってメーカー指定をしてきた

経過があるわけですが、このメーカー指定をしなかった理由についてお答えいただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 前の救急車であります日産の救急車が入ったとき、このときもメーカー指定はしておりませんでした。日産車が入ってきたということになります。現在は、救急自動車に積載される酸素ボンベから患者に酸素を供給するための配管など、こちらのほうは衣料品販売業の許可免許が必要となっております。幸田町で現在販売エリアをカバーするメーカーというのは、トヨタ車となっております。日産車のほうが、衣料品販売業、こちらの免許を持っている方が異動されて、今現在はいないということで、日産のほうは今回は入れなかったということとなっております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 分かりました。そこで、今回43号議案は、愛知トヨタ自動車株式会社六名営業所というふうになっておりますけれども、議案の訂正がございまして、この六名営業所ではなくて、六名店が正式名称だったということで差替えがございました。そして、また次に、この社名が変わったということで、今度はまた新たな自動車会社の六名店、愛知トヨタEAST株式会社六名店というふうになったわけでございますけれども、この指名をするに当たって、営業所だか支店だか分からんようなところで指名をするということは、これは問題じゃないかと。やはり指名をするときには、正式な会社名をきちんと指名をしていく、そういう取組というのも必要じゃないかと思うんですけれども、その辺については差し替えなきゃならんような事態にならないようお願いして、私は終わりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 選定に当たりまして、業者名でございまして、正確な名称を把握いたしまして、今回事前にそういった変更になるという情報はございませんでしたけれども、今後はその仮契約をした後にこの議案を作成するまでの間、町のほうからも業者さんのほうに変更がないかということをごきちんと把握をして、確認を取って議案のほうを作成してまいりたいと思います。今回の六名営業所というところですが、これは記載の誤りでございますので大変申し訳ございませんでした。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第43号議案の質疑を終わります。

次に、第44号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 歳出のところ、50款、10項、10目の消防の消防団の力向上モデル事業、これについてポンプ車操法の解説DVD教材の作成というふうにあるわけでございますけれども、これの応募した理由と、それから、このDVDの活用についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 応募した理由につきましては、令和2年4月からの新型コロナウ

ウイルス感染症による訓練や催しの中止及び開催の規模縮小などにより、訓練を通じて基本的な活動や資機材の運用方法を習得する機会が減少しました。消防団員の消火活動における能力が、消防団役員会で議論となりました。基本的な消火活動を身につけるためのDVD教材の活用により、知識と技術を習得することが、コロナ禍で制限された3年間を短時間で補い、実火災に対する能力を底上げするとともに、活動中のけが人等を出さない取組として最適であると考えました。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 先日、消防団の競練会を見させていただきました。そこで感じたことは、各分団ごとにそれぞれ引き継いできた技能、技術、そういうものが少しずつ違ってきているということを見させていただきました。ですので、その辺のところは、やはり、私は、4分団が同じものを引き継いでいく、幸田町消防団として技術や技能、そういうものを引き継いでいくということは大事なというふうに思ったわけですが、その辺のところを今回のこのDVDの活用で、それぞれの分団の伝統、それもあるかというふうに思いますけれども、この操法自体は、やはり、これは統一のものでなければならぬというふうに思うんですね。その辺のところをきちんと活用していただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 議員のおっしゃるとおり、各分団いろいろなカラーがあります。しかしながら、先ほどもお話しましたが、活動中のけが人を出さない、このようなことから統一した活動、こちらのほうが望まれます。DVDの活用につきましては、全消防団員にDVD教材を配付し、まず自己学習による知識を習得していただきます。また、訓練、競練会や観閲式、出動訓練や、あと実災害における消火活動が行われた後に、消防本部と消防団役員が集まり、消火活動が安全でかつ効率的に行われたかを見本となるこの解説DVD教材と比較して、改善点を見出して検証をして、活動の統一化を図っていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時52分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、7番、田境 毅君の質疑を許します。

7番、田境君。

○7番（田境 毅君） では、私のほうからは、先ほど丸山議員と同じ項目で50款、10項、10目、消防団の力向上モデル事業について質問させていただきたいと思います。大きくは3点になります。

まず、1点目ですが、議案説明会資料の最終ページ、4ページのところにこの事業の詳細が記されております。数値目標の（2）のところに、DVD教材を活用した検証会、これを年1回以上開催しますということが記載をされておりますが、この検証会を年に

1回というところを、どういったものなのか確認をお願いします。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 検証会とは、訓練、競練会や観閲式、出動訓練などと、あと実火災などにおける消火活動が行われた後、消防本部と消防団役員が行う検証会であり、研修会の内容は、消火活動が安全に効果的に行われたかを検証することにより改善点を見出し、検討する場となっております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） ありがとうございます。そうすると、例えば訓練でいくと、競練会も観閲だとかほかのものもありますので、1回以上という数値目標であるものの、年間複数回のこういった検証が行われるという理解をしました。

次に、先ほど少し答弁のほうにもありましたが、2つ目ですが、DVD教材を全団員へ配付し、自主勉強をしていただくというような形だったかと思います。私も、最初にこのDVD教材の話でここで聞いたときには、皆さんに配って自主勉強してもらうイメージなのかなというふうに感じました。その中でDVD教材の運用の方法とその管理をどのようにされるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 運用方法にありましては、全消防団員へDVDの教材を配付し、自己学習として年2回以上をお願いしてまいります。あと、DVDの教材を活用した検証会を、先ほども説明しました年1回以上。あと、その他の運用方法としまして、検証会のほかに新入団幹部訓練などの講習会にて教材としても活用していきたいと考えております。あと、管理者は、消防本部の庶務課消防団グループといたしたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 活用の幅がかなり広いということで、積極的につくられたものを活用されるということが理解できました。管理のほうも庶務課のほうでしっかり管理をしていただくということになったかと思います。

今回DVDを配付をするんですが、少しこういった事業でいきますと、いわゆる映画の配信されるものみたいに、いわゆるつくられたDVD、一つを、つくるのは今回の事業だと思っておりますが、このDVDを活用する場においては、先ほどDVDを皆さんに配るという手法を取られるということをお伺いしましたが、現状の運用の仕方を少し考えると気になる点があります。

これは3つ目の質問になりますが、実際に訓練をやる場所はきっと屋外で、実際に操作をすると想定をされます。また、視聴するこの環境が、屋外だとか屋内だとかいろいろあるかと思いますが、こういった環境の違いで、例えば再生する端末がパソコンであったり、タブレット端末であったり、スマホであったりと、いろいろな多分違いや使い分けが、多分使う側からすると出てくるんじゃないかというふうに想定をします。例えばですと、屋外で一番手軽に使えると思われるのが自分のスマートフォンですね。このスマートフォンを使いながら、実際に視聴をしながら、みんなで訓練を実際にやって課題を検証する、やり方を覚えていくというようなことを想定した場合には、直接やっぱ

りつくった教材を再生するためには、事前にスマートフォンに読み込んで、いわゆるダウンロードして視聴するようなステップになるかと思ひまして、そういった環境が必要になってくるんじゃないかと思ひてます。団員の皆さんがいつでもどこでも動画を視聴できるように、町のホームページへの公開ですとか、教材を活用するための仕組みづくりがやっぱり観点としては必要じゃないかと思ひんですが、今回の事業としてはDVDを形としては、教材をつくってDVD化をするというところまでだと思ひますので、今後そういった活用の観点も含めて検討していることがありましたら教えていただきたいと思ひます。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） DVD教材の運用方法として、自己学習できることがポイントとなります。訓練や実災害に備え事前に消火活動の基本を習得し、実火災や訓練に生かすことを想定しております。また、活動後に課題と感じた内容についても復習することを想定しております。DVDという媒体であることから、先ほど議員がおっしゃられたように、屋外で視聴をすることが難しいと予想されております。議員のお話のとおりスマホでの視聴が訓練の際に、指導者的立場の団員にとっては有効であると考え、今後の課題として、DVD教材をスマホで閲覧配信できる専用ホームページなどの構築方法を研究していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） ありがとうございます。今伺った内容で、やはり考えていく必要があるかなと思ひてます。今回の事業としては、この中にはそういった金額は多分予算化をされてないと思ひます。でも、今回の件は、操法を伝承をしていくということで行きますと、やはりOJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニングでかなり効果があることだと思ひます。そういった効率的に進められるツールであると思ひますので、ぜひ団員が教材を活用しやすいような環境づくりをこの先の課題として、まず、うまく構築していただいて、予算をつけながら、しっかりと検討を進めていただきたいと思ひます。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 消防本部といたしましても、消防団員、こちらのほうと協力して、しっかりやっていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境 毅君の質疑は終わりました。

次に、6番、岩本知帆君の質疑を許します。

6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 15款、10項、70目についてお聞きします。

マイナポイントをこれから申請する見込人数をお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） マイナポイントですけれども、こちらを申請する見込みの人数ですけれども、マイナポイントの申込者数については、国全体としては公表されておりますけれども、自治体別には公表されていないため、本町のマイナポイント見込者数

というのは正確には把握はできておりません。ただ、令和5年3月末の状況におきまして、マイナンバーカードの申請者数は3万2,510人で、カードの交付者数は2万7,432人という、この数字は公表されておりますので、申請者数とカードの交付者数の差からマイナポイントを今後申請する見込みのある方は、最大で約5,000人ではないかというふうに見込んでおります。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。最大見込みで、はっきり自治体数が公表されてないということで、5,000人の見込みということかなと分かったんですけども、実際にマイナポイント自体は電子マネーを使って使用していく観点からも、電子マネーに使い慣れている方は、実際に窓口でなく御自身で申請をして、どんどんタグ付けして使用していくかと思うんですけども、実際に電子マネー自体に慣れていない方は、まず電子マネーとは何ぞやというところから多分説明だったりとか、実際に幸田町内のどこで使えるのかまで細かな説明が必要になるかなと考えられます。そうすると、マイナンバーカードの申請に対する1件の時間対応も、このマイナポイントの申請のほうが長くかかってしまうのではないかなというのが予測されるんですけども、実際2月末の申請時にはやっぱり長蛇の列となって、本当締切り間近となったら待ち時間が大変だったとか、何回も出直したという町民の方のお声をお聞きしたので、実際多数の申込みがあった場合というのがどのような対応される予定かお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請の期限といたしましては、今回第2弾の事業でございますけれども、令和5年2末日ということでございます。ただ、議員がおっしゃられるように、全国的に申請窓口が大変混雑しまして、当日来庁されたにもかかわらず対応することができなかったケースですとか、また申請者の増加によりまして、オンラインの申請が接続できなかったという方が多く見えたということ踏まえまして、翌日の3月1日の受付も可能とするという、そういった状況になっております。今回支援をさせていただきます内容ですけれども、支援を希望する住民の方々に対しまして、健康保険証のひもづけですとか、また公金受取口座等についての説明、それから、その後のマイナポイントについての説明の実施を行っております。このマイナポイントの付与ができる決済サービスはどのようなものかということにつきましては、窓口で支援をさせていただいた方に御説明をさせていただいているわけですけれども、サービスの事業者についてはサイトで最新の状況を確認することができますので、こういったこともお伝えをさせていただいております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。保険証だったりとか口座だったり等々説明が多いかなと思うんですけども、ぜひ9月末の駆け込みの申請の方もおられるかなと予測されますので、ちょっと人員配置等、長蛇の列になる可能性はあるかなと思うんですけども、なるべく早く手続が皆さん済むように配慮は考えていただきたいと思います。

私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回補正で計上させていただきました体制でございますけれども、3人体制ということでお願いをしたいと思います。令和4年の11月までは2人体制で実施をしてまいりましたけれども、12月から支援を必要とする住民の方々が増加傾向にございまして、2人体制では困難ということで3人にいたしました。現在も3人体制を取らせていただいております。ただ、この状況でもまた多くのお客様がいらっしゃるという体制になった場合でございますが、職員も対応するという体制を取りましてスムーズな手続になるように心がけてまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本知帆君の質疑は終わりました。

以上で、第44号議案の質疑を終わります。

これをもって、質疑を終結します。

ただいま一括議題となっております第35号議案から第44号議案までの10件は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を来る6月27日までに取りまとめ、6月28日の本会議で報告願います。

委員会の会議場は、お手元に配付のとおりですので、よろしく願います。

ここで、日程変更についてお諮りします。

お手元に配付の会議日程では、6月15日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了しました。よって、6月15日の本会議は休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、6月15日の本会議は休会とすることに決定しました。

次回は、6月28日、水曜日、午前9時から会議を再開します。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

長時間、大変お疲れさまでございました。

本日は、これで散会します。

散会 午前11時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和5年6月14日

議 長

議 員

議 員